「天白区役所における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る名古屋市有地の一時貸付」
質問への回答

【質問】
入札書記載金額の消費税の取扱いについて 　入札書に記載する金額（貸付月額）は、消費税及び地方消費税を含む金額でしょうか。 併せて、本件貸付料に対する消費税の課税・非課税の取扱いについてご教示ください。
【回答】
本件は、行政財産の土地の一部を貸し付ける契約であり、土地の貸付けに係る貸付料については、消費税及び地方消費税の非課税取引に該当します。したがって、入札書に記載する金額（貸付月額）は、消費税及び地方消費税を加算しない金額を記載してください。 　また、本件貸付料は非課税取引であるため、消費税及び地方消費税は課税されません。